

○指定自動車教習所の指定等に関する規程

(昭和 49 年 11 月 7 日公安委員会規程第 1 号)

改正 平成 4 年 11 月 9 日公安委員会規程第 7 号 平成 6 年 4 月 25 日公安委員会規程第 6 号

指定自動車教習所の指定等に関する規程を次のように定める。

指定自動車教習所の指定等に関する規程

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 5 条)

第 2 章 審査等(第 6 条―第 10 条)

第 3 章 検査及び講習(第 11 条―第 14 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 99 条の規定により、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が指定自動車教習所(以下「指定教習所」という。)として指定する場合における審査及び指定教習所の検査等について必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第 2 条 指定教習所の指定の申請は、道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。)第 35 条に規定するもののほか、次の書類を添付して行わせるものとする。

(1) 教習指導員その他の職員の名簿

(2) 指定を受けようとする自動車教習所の施設一覧表

(3) 指定を受けようとする自動車教習所の運営、管理等について定めた諸規程及びこれに類する書類

(4) 指定を受けようとする自動車教習所の敷地、建物等についての占有又は使用に関する権原を証する書類

(5) 教習指導員の勤務計画書

2 規則第 35 条及び前項に規定する添付書類は、警察本部長(以下「本部長」という。)が別に規定する様式によるものとする。

(審査会)

第 3 条 指定教習所の指定に関する審査を行うため、警察本部に審査会を置く。

(審査会の組織)

第 4 条 審査会は、審査委員長及び審査委員若干名をもつて組織する。

2 審査委員長は、本部長をもつてあてる。

3 審査委員は、警察職員のうちから本部長が指名する者をもつてあてる。

(申請の処理)

第5条 審査会は、指定教習所の指定の申請があつたときは、法第99条、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)第35条、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「審査等に関する規則」という。)及びこの規程に定めるところにより審査し、意見を付して公安委員会に報告するものとする。

第2章 審査等

(管理者)

第6条 法第99条第1項第1号に規定する管理者は、当該施設の運営に専従するものでなければならない。

(技能検定員及び教習指導員)

第7条 法第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員(以下「検定員等」という。)の審査方法等は、審査等に関する規則の規定に基づき行うものとする。

(審査の公示)

第8条 審査等に関する規則第2条及び第10条第2項に規定する検定員等の審査の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(検定員等の審査の申請)

第9条 検定員等の審査を受けようとする者については、その者が指定教習所又は自動車教習所の職員であるときは、管理者を経由して審査申請書を提出させるものとする。

(変更の届出及び承認)

第10条 規則第36条に規定する届出は、指定事項変更届に変更事項を明らかにした書類を添付して、正副2部を提出させるものとする。

2 前項の届出事由を承認するときは、別に定めるもののほか、指定事項変更届副本の余白に承認した旨の奥書をし、これを届出人に返戻して行うものとする。

第3章 検査及び講習

(定期検査)

第11条 法第99条の6に規定する検査は、定期又は随時に行うものとする。

2 定期に行う検査は、年1回以上あらかじめ日時を指定して行うものとする。

3 随時に行う検査は、必要の都度立会その他の方法により行うものとする。

(報告)

第12条 本部長は、前条に規定する検査に関し重要事項を公安委員会に報告するものとする。

(通告)

第 13 条 本部長は、第 11 条に規定する検査の結果改善を要すると認める事項があるときは、その旨を当該指定教習所の管理者に通告するものとする。

(講習等)

第 14 条 本部長は指定教習所の教習及び技能検定について、内容の充実及び水準の向上を図るため、法第 108 条の 2 に規定する講習のほか随時、講習等を行うことができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和 49 年 11 月 20 日から施行する。
- 2 自動車教習所の指定等に関する規程(昭和 39 年岡山県公安委員会規程第 2 号)は廃止する。

附 則(平成 4 年 11 月 9 日公安委員会規程第 7 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 4 月 25 日公安委員会規程第 6 号)

この規程は、平成 6 年 5 月 10 日から施行する。